

公立大学法人青森公立大学安全衛生管理規程

平成21年4月1日

規程第55号

改正 平成28年 8月規程第20号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 安全衛生管理体制（第4条—第10条）

第3章 安全管理（第11条—第14条）

第4章 衛生管理（第15条—第17条）

第5章 健康の保持増進のための措置（第18条—第25条）

第6章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学職員就業規則（平成21年規程第36号。以下「就業規則」という。）第85条の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学に勤務する職員（以下「職員」という。）の安全及び衛生に関し必要な事項を定めるものとする。

2 就業規則及びこの規程に定めるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事項については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）その他の関係法令の定めるところによる。

（事務局長の責務）

第2条 事務局長は、快適な職場環境の実現を図るとともに、理事長の指示に従い、所属職員の安全の確保及び健康の保持増進に努めなければならない。

（職員の責務）

第3条 職員は、安全の確保及び健康の保持増進について常に努めるとともに、理事長、事務局長又は安全及び衛生に関する事項に携わる者の指示又は指導を受けたときは、これを誠実に守らなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

（衛生管理者）

第4条 法第12条第1項の規定に基づき、青森公立大学に衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第10条に定める資格を有する職員のうちから理事長が選任する。

3 衛生管理者は、次に掲げる業務のうち衛生に係る事項を行うほか、職場を巡視し、

設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための措置に関する事。
- (2) 職員の安全及び衛生のための教育の実施に関する事。
- (3) 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の安全及び衛生に関する事。

(産業医)

第5条 法第13条の規定に基づき、青森公立大学に産業医を置き、医師のうちから理事長が選任する。

- 2 産業医は省令第14条第1項及び第3項に定める業務を行うほか、職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じなければならない。

(衛生委員会の設置)

第6条 法第18条第1項の規定に基づき、青森公立大学に衛生委員会を置く。

- 2 衛生委員会は、次に掲げる事項のうち衛生に関するものを調査審議し、理事長に意見を述べるものとする。

- (1) 職員の危険及び健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で安全及び衛生に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止並びに健康の保持増進に関する事項

(衛生委員会の組織)

第7条 衛生委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 大学運営を統括管理する者又はこれに準ずる者のうちから理事長が指名した者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) 衛生に関し経験を有する職員のうちから理事長が指名した者

- 2 衛生委員会の委員の数は、前項第1号から第3号までに掲げる者にあつてはそれぞれ1名とし、同項第4号に掲げる者にあつては理事長が定める数とする。

- 3 衛生委員会に委員長を置き、第1項第1号に掲げる者をもって充てる。

- 4 衛生委員会の委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(衛生委員会の委員長)

第8条 衛生委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員のうちから委員長が指名する者がその職務を代理する。

(衛生委員会の会議)

第9条 衛生委員会の会議は、毎月1回以上開催するものとし、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるとき、又は委員の請求があったときは、議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

3 委員長は、省令第23条第4項の規定により委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の運営方法について必要な事項は、委員会が定める。

(会議結果の報告等)

第10条 委員長は、会議の結果について、理事長に報告し、又は意見を述べなければならない。

第3章 安全管理

(危険防止)

第11条 事務局長は、施設若しくは設備又は有害物質等による職員の災害又は病気の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 事務局長は、前項の災害又は病気が生じたときは、速やかにその原因を調査する等必要な措置を講じなければならない。

3 事務局長は、前項の災害又は病気の発生状況及び措置した内容について速やかに理事長に報告しなければならない。

(緊急事態における措置)

第12条 事務局長は、職員に対する災害発生の危険が急迫したと判断したときは、当該危険の発生場所、職員の業務の性質等を考慮して業務の中断、職員の避難等適切な措置を講じなければならない。

2 事務局長は、前項の措置を適確かつ円滑に講ずることができるようにするため、設備の整備及び職員の訓練等の措置を怠ってはならない。

(安全教育)

第13条 事務局長は、新たに採用された職員を業務に従事させるとき、職員の従事する業務内容を変更したとき、職員を危険又は有害な業務に従事させるとき等においては、当該職員に対し、安全の確保のため、その業務の遂行上必要な知識及び技術に関する教育を行わなければならない。

(危険防止事項の遵守義務)

第14条 職員は、事務局長が前3条の規定に基づき講ずる措置に応じて、危険防止のために必要な事項を遵守しなければならない。

第4章 衛生管理

(職場衛生)

第15条 事務局長は、快適な職場環境の形成を図るため、職員の勤務、場所、勤務内容等に応じ、換気、採光、照明、保温、防湿、騒音防止及び清潔保持に必要な措置を講ずるものとする。

(精神衛生)

第16条 理事長は、精神疾患の防止のため、職員の融和、生活指導、身上相談、適性配置等に努めるとともに、精神疾患の疑いのある者を発見した場合には、受診勧奨等適切な措置を講じなければならない。

(予防接種)

第17条 理事長は、職員に伝染病等の発生のおそれがあると認められるときは、予防接種、消毒その他必要な措置を講じなければならない。

第5章 健康の保持増進のための措置

(健康診断)

第18条 就業規則第81条の規定による健康診断の日程その他の実施細目については、この規程に定めるもののほか、理事長が定める。

2 理事長は、前項の規定により健康診断の日時等を決定したときは、その都度その旨を事務局長に通知する。

3 事務局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を職員に周知させるとともに、職員が健康診断を受けることができるよう配慮しなければならない。

4 職員は、健康診断をその指定された期日又は期間内に受けなければならない。

(定期健康診断を受けなかった職員の取扱い)

第19条 職員は、定期健康診断をその指定された期日又は期間内に自己の都合により受けなかったときは、1月以内に医師の診断を受け、当該診断書を理事長に提出しなければならない。

(健康診断の受診の免除)

第20条 理事長は、健康診断実施の際、現に当該健康診断の対象となる疾病について治療中の者又は医師の管理を受けている者については、当該健康診断の全部又は一部を免除することができる。

(指導区分の判定及び措置)

第21条 理事長は、健康診断を行った医師が健康に異常があると認めた職員については、その医師の意見書その他の関係資料を産業医に提示し、別表の健康管理指導区分欄に掲げる区分（以下「指導区分」という。）の判定を受けるものとする。

2 理事長は、前項の規定により指導区分の判定の通知を受けたときは、当該職員について、その指導区分に応じ、別表の事後措置の基準欄に掲げる基準に従い、適切な措置をとるものとする。

(心理的な負担の程度を把握するための検査)

第21条の2 理事長は、職員に対し、法第66条の10第1項の規定により、心理的な負担の程度を把握するための検査を行う。

2 前項に規定する検査に必要な事項については、理事長が定める。

(病状報告)

第22条 職員は、負傷し、又は疾病のため3月以上の長期にわたって継続して勤務することができないときは、3月に1回、当該負傷又は疾病の治療を受けている医療機関の診断を受け、その診断書に必要な書類を添えて事務局長に提出しなければならない。

2 事務局長は、前項の診断書に基づき、病状報告書を理事長に提出しなければならない。

(職場復帰)

第23条 前条に規定する職員が勤務に復帰しようとするときは、勤務に支障がないことを証明する医師の診断書を添え、事務局長を経由して理事長に申し出なければならない。

2 理事長は、前項の申出があったときは、速やかに産業医及び衛生委員会の意見を聴き、職場復帰について事務局長に報告するものとする。

(健康相談)

第24条 事務局長及び衛生管理者は、職員から健康について相談を受けた場合には、適切な指導及び助言を行わなければならない。

(厚生活動についての便宜供与等)

第25条 理事長は、職員の健康の保持増進を図るため、就業規則第91条の規定に基づき法人が実施する体育活動、レクリエーションその他の厚生活動への職員の参加について便宜を供与する等必要な措置を講じるよう努めなければならない。

第6章 雑則

(秘密の保持)

第26条 職員の健康管理に従事する職員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第27条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成28年8月29日から施行する。

別表（第21条関係）

健康管理指導区分			事後措置の基準
区分	判定基準		
生活規制の面	要休業(A)	勤務を休む必要があるもの	休暇又は休職等の方法により治療のため必要な期間勤務させないこと。
	要軽業(B)	勤務を制限する必要があるもの	勤務場所又は勤務の変更等の方法により、勤務を軽減し、かつ、時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務並びに出張をさせないこと。
	要注意(C)	勤務をほぼ平常に行ってよいもの	時間外勤務、休日勤務及び深夜勤務並びに出張を制限すること。
	健康(D)	勤務を平常に行ってよいもの	
医療の面	要治療(1)	医師により直接の医療行為を必要とするもの	必要な治療を受けるよう指示すること。
	要観察(2)	医師による定期的な観察指導を必要とするもの	観察指導を受けるよう勧奨し、発病又は再発防止のため必要な指導等を行うこと。
	健康(3)	医師による直接の医療行為又は定期的な観察指導を必要としないもの	
その他	理事長が健康診断の都度定める。		理事長が健康診断の都度定める。